

取引業者 各位

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）が開始されます。同制度のもとでは、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

これに伴い、本学は適格請求書発行事業者登録番号を取得しましたので、お知らせします。

登録番号：T1240005004054

氏名又は名称：国立大学法人広島大学

本店又は主たる事務所の所在地：広島県東広島市鏡山1丁目3番2号

適格請求書発行事業者様におかれましては、本学との取引にかかる請求書は適格請求書にて発行いただきますようお願いいたします。

詳細は国税庁のHP等をご確認いただき、適宜ご準備・ご対応くださるようお願いいたします。

<参考> [国税庁 HP（インボイス制度の概要）](#)、[国税庁 HP（適格請求書発行事業者公表サイト）](#)